

第51号議案

尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年9月1日提出

尾張旭市長 柴田 浩

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市立公民館、尾張旭市文化会館及び尾張旭市どうだん亭の使用料等を変更するため必要があるからである。

尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 前		改 正 後	
(使用料)		(使用料)	
第11条 公民館の使用料は、別表第1_____及び別表第2に定める額とする。		第11条 公民館の使用料は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める額とする。	
2 (略)		2 (略)	
別表第1（第11条関係）		別表第1（第11条関係）	
公民館使用料		公民館使用料	
区分		1時間当たりの使用料（円）	
尾張旭市中央公民館	101会議室A	250	280
	(略)	(略)	(略)
	102会議室	400	450
	201和室	450	360
	(略)	(略)	(略)
	204音楽室	400	450
	205軽運動室	部屋250 卓球台1台150	部屋280 卓球台1台180
	206軽運動	部屋250	部屋280

	室	卓球台1台150		室	卓球台1台180
	207会議室	350		207会議室	450
	208音楽室	200		208音楽室	280
	209会議室	400		209会議室	450
	210会議室	200		210会議室	280
	301会議室	950		301会議室	1,020
	302会議室	750		302会議室	1,020
	303会議室A	250		303会議室A	280
	303会議室B	250		303会議室B	280
	304会議室	350		304会議室	450
	(略)	(略)		(略)	(略)
	306音楽室	300		306音楽室	450
	(略)	(略)		(略)	(略)
	308会議室	100		308会議室	150
尾張旭市三 郷公民館	第1会議室	250	尾張旭市三 郷公民館	第1会議室	280
	第2会議室	150		第2会議室	120
	第3会議室	150		第3会議室	120
	第4会議室	450		第4会議室	470
	料理室	250		料理室	280
尾張旭市藤 池公民館	研修室	250	尾張旭市藤 池公民館	研修室	280
	実習室	200		実習室	280
	集会室	500		集会室	640
	和室	300		和室	230
尾張旭市瑞 鳳公民館	第1集会室	400	尾張旭市瑞 鳳公民館	第1集会室	470
	第2集会室	400		第2集会室	470
	第1会議室	150		第1会議室	120
	第2会議室	150		第2会議室	120
	第3会議室	100		第3会議室	120
	第4会議室	100		第4会議室	120
	実習室	150		実習室	280
尾張旭市平 子公民館	研修室	250	尾張旭市平 子公民館	研修室	280
	実習室	200		実習室	280
	集会室	550		集会室	640

	和室	<u>250</u>		和室	<u>230</u>
尾張旭市本 地原公民館	研修室	<u>200</u>	尾張旭市本 地原公民館	研修室	<u>280</u>
	実習室	<u>250</u>		実習室	<u>280</u>
	集会室	<u>500</u>		集会室	<u>640</u>
	和室	<u>300</u>		和室	<u>230</u>
尾張旭市涉 川公民館	研修室	<u>250</u>	尾張旭市涉 川公民館	研修室	<u>280</u>
	工作室	<u>250</u>		工作室	<u>280</u>
	実習室	<u>350</u>		実習室	<u>470</u>
	第1集会室	<u>450</u>		第1集会室	<u>470</u>
	第2集会室	<u>450</u>		第2集会室	<u>470</u>
	和室	<u>250</u>		和室	<u>230</u>
尾張旭市白 鳳公民館	研修室	<u>200</u>	尾張旭市白 鳳公民館	研修室	<u>280</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	集会室	<u>350</u>		集会室	<u>470</u>
	和室	<u>300</u>		和室	<u>230</u>
尾張旭市旭 丘公民館	研修室	<u>250</u>	尾張旭市旭 丘公民館	研修室	<u>280</u>
	実習室	<u>250</u>		実習室	<u>280</u>
	集会室	<u>600</u>		集会室	<u>640</u>
	和室	<u>300</u>		和室	<u>230</u>
尾張旭市宮 浦公民館	会議室	<u>100</u>	尾張旭市宮 浦公民館	会議室	<u>120</u>
	研修室	<u>350</u>		研修室	<u>470</u>
	生活改善室	<u>350</u>		生活改善室	<u>470</u>
	和室 (21畳))	<u>350</u>		和室 (21畳))	<u>230</u>
	和室 (10畳))	<u>150</u>		和室 (10畳))	<u>120</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)

別表第2の後に次の1表を加える。

別表第3 (第11条関係)

区分	貸出単位	貸出単位当たりの使用料 (円)
尾張旭市中央公民館	小ロッカー	1区画1月 400
	大ロッカー	1区画1月 600

(尾張旭市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 尾張旭市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第26号）の一部を次のように改正する。

改 正 前						改 正 後						
別表第1（第11条関係） 文化会館利用料金 (単位 円)						別表第1（第11条関係） 文化会館利用料金 (単位 円)						
区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	
文化会館	ホール	平日	11,000	22,000	33,000	56,100	ホール	平日	25,200	25,200	28,800	79,200
		土曜日	12,100	24,200	36,300	61,600		土曜日、日曜日及び祝日	30,240	30,240	34,560	95,040
		日祝日	13,200	26,400	39,600	67,100		ホー	樂屋1	510	510	580
	木一等	樂屋1	330	660	990	1,760		樂屋2	510	510	580	1,600
		樂屋2	330	660	990	1,760		樂屋3	850	850	970	2,670
		樂屋3	550	880	1,210	2,310		樂屋4	1,130	1,130	1,290	3,550
		樂屋4	660	990	1,320	2,640		樂屋事務室	510	510	580	1,600
		樂屋事務室	330	660	990	1,760		シャワー室1	(略)	(略)	(略)	3,300
		シャワー室1	(略)	(略)	(略)	2,970		シャワー室2	(略)	(略)	(略)	3,300
		シャワー室2	(略)	(略)	(略)	2,970		練習室1	2,260	2,260	2,580	7,100
練習室	室	練習室1	1,650	1,980	2,310	5,280		練習室2	850	850	970	2,670
		練習室2	550	880	1,210	2,310		練習室3	850	850	970	2,670
		練習室3	550	880	1,210	2,310		展示室	2,890	2,890	3,300	9,080
展示室		展示室	2,200	2,530	2,860	6,820						

	室等	展示ギャラリー	550	880	1,210	2,310		室等	展示ギャラリー	1,000	1,000	1,140	3,140		
あ	ホ一	平日	3,300	6,600	9,900	16,830		あ	ホ一	平日	7,560	7,560	8,640	23,760	
さ	ル	土曜日	3,630	7,260	10,890	18,480		さ	ル	土曜日、日曜日及び祝日	9,070	9,070	10,360	28,500	
ひ		日祝日	3,960	7,920	11,880	20,130									
の								ホ	樂屋	樂屋1	510	510	580	1,600	
ホ	一	樂屋	樂屋1	330	660	990	1,760		ホ	樂屋	樂屋2	510	510	580	1,600
一	ル	研修室	研修室1	1,210	1,540	1,870	4,070		一	研修室	研修室1	1,610	1,610	1,840	5,060
ル		研修室	研修室2	1,210	1,540	1,870	4,070		ル	研修室	研修室2	1,610	1,610	1,840	5,060
		展示ロビー		1,100	1,430	1,760	3,850			展示ロビー	1,630	1,630	1,860	5,120	
		(略)								(略)					

(尾張旭市どうだん亭の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 尾張旭市どうだん亭の設置及び管理に関する条例（平成11年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前		改 正 後	
別表（第11条関係）		別表（第11条関係）	
どうだん亭使用料		どうだん亭使用料	
区分	1時間当たりの使用料（円）	区分	1時間当たりの使用料（円）
母屋1階（和室）	350	母屋1階（和室）	420
離れ1階（和室）	200	離れ1階（和室）	240
離れ2階（和室）	200	離れ2階（和室）	240
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 次項及び附則第3項の規定 公布の日
 - 第2条の改正規定及び附則第5項の規定 令和9年4月1日

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の公民館条例」という。）及び第3条の規定による改正後の尾張旭市どうだん亭の設置及び管理に関する条例（以下「改正後のどうだん亭条例」という。）の規定による使用料の徴収その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後の尾張旭市文化会館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の文化会館条例」という。）の規定による利用料金の徴収その他必要な準備行為は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。
(尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例及び尾張旭市どうだん亭の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 改正後の公民館条例及び改正後のどうだん亭条例の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
(尾張旭市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 改正後の文化会館条例の規定は、令和9年4月1日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。